社会福祉法人奈良県社会福祉事業団
社会福祉法人新会計基準準拠財務会計システム
導入業務仕様書

平成２６年１１月

社会福祉法人奈良県社会福祉事業団

事務部総務課

１．目的

この仕様書は、社会福祉法人奈良県社会福祉事業団（以下「事業団」という。）が平成２７年度の社会福祉法人新会計基準への移行に伴い、「社会福祉法人新会計基準準拠財務会計システム」（以下「新財務会計システム」という。）を導入するために、必要な事項を定めるものである。

２．業務の名称

社会福祉法人奈良県社会福祉事業団「社会福祉法人新会計基準準拠財務会計システム」導入業務

３．システムの設置場所

下記のとおり予定している。

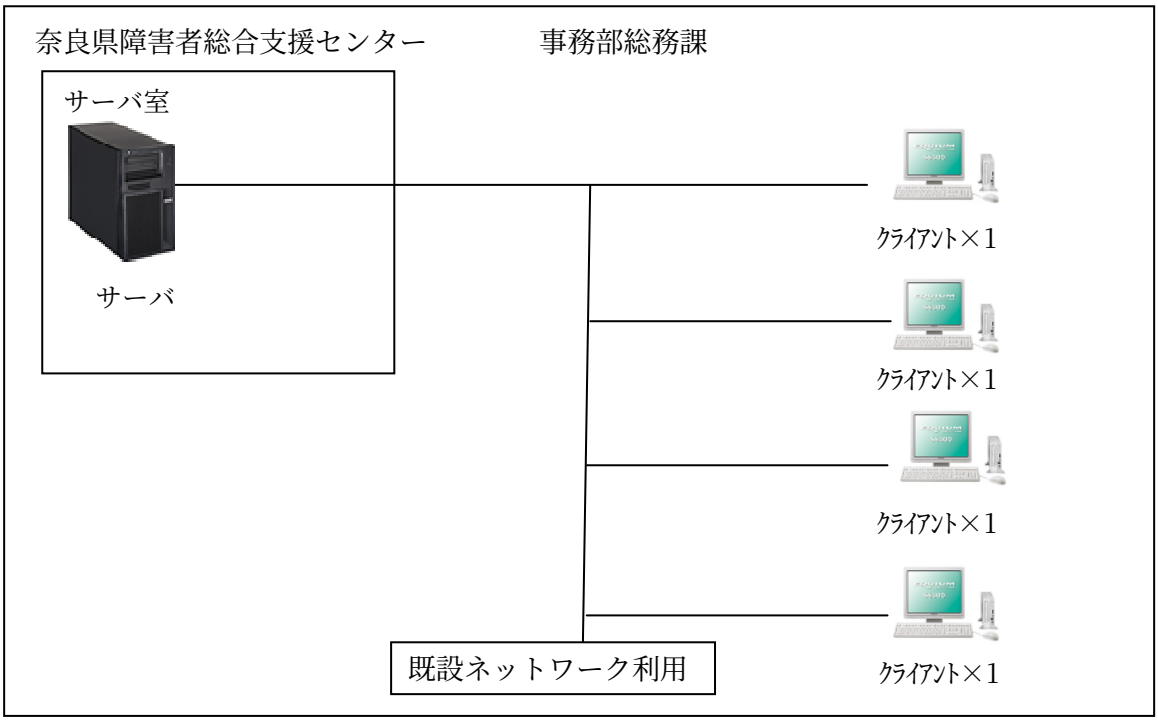

４．業務内容

事業団が平成２７年度の社会福祉法人新会計基準への移行を踏まえ、「社会福祉法人新会計基準準拠財務会計システム」を導入・構築する。

５．基本要件

（１）新財務会計システムを導入・構築するにあたり、ソフトウェア・ネットワーク等のセキュリティ対策に配慮するなど、情報の取り扱いに十分注意すること。

（２）新財務会計システムは短期間で確実に導入するため、既に他団体にて導入実績のあるパッケージ型ソフトウェアを利用して構築すること。

（３）ソフトウェアの導入にあたり、新財務会計システムの紙面による取扱説明書の納入及び担当者への教育、指導を行うこと。

（４）法改正や制度改正等によりシステム変更が発生した場合には、バージョンアップにて

通常の保守の範囲内で、特段の経費を要することなく対応できること。
ただし、大規模改正の場合は別とする。

6．企画提案書作成にあたっての補足

（1）システムの機能について

① 別紙「新財務会計システム機能要件確認表」（様式 7）のとおり
※別紙「新財務会計システム機能要件確認表」（様式 7）の「回答欄」に回答のうえ提出すること

② 出力帳票の種類について（別途出力帳票のサンプルを添付すること）

③ 保守サポートについて
・システム保守体制について
・システム保守内容について

（2）システム動作環境について

① サーバ動作環境
・OS（稼動できる OS については全て記入すること）
・CPU
・メモリ
・HDD
・データベース（バージョンまで記入すること）
・その他必須ソフト
・推奨機種（見積に使用する機種のメーカー、製品名、型番を記入すること）
※既に別システムで運用されているサーバがある場合は流用を可能とする。

② クライアント動作環境
・OS（稼動できる OS については全て記入すること）
・CPU
・メモリ
・HDD
・その他必須ソフト
・推奨機種（見積に使用する機種のメーカー、製品名、型番を記入すること）

7．新財務会計システムのセキュリティ対策について

新財務会計システムは財務情報等の重要な情報を取り扱うため、セキュリティについては事業団の情報セキュリティポリシーを遵守することとし、個人情報保護及び情報漏洩への対策を行うこと。また、導入時に担当者への教育・指導を行うこと。

（1）システム操作時のセキュリティ対策

① 基本ソフトウェア上でのログオン ID／パスワードの設定及び管理によりセキュリティを保つこと。

② システム起動時のログオン ID／パスワードの設定及び管理によりセキュリティを保つこと。

③ ユーザーID ごとに利用できる機能の限定ができること。

④　アクセスログ（ID・操作メニュー・操作内容・操作日時・表示対象者等）を確認できる機能を有すること。

8．新財務会計システムの保守・サポート体制

システム本体の保守については、別途保守契約を行うが、十分な保守及びサポートが迅速に行われる体制を完備するとともに、システムの円滑な運営のための各種助言、情報提供を行うこと。

9．操作教育

（1）システム稼動時は、事業団の職員に対し、稼動前後のシステム教育期間を設けること。

（2）操作教育にあたり、提供するシステムに関する操作マニュアル等の作成を行い、提供すること。

10．費用見積について

企画提案書の章立て内容に即して見積もること。

新財務会計システムに係るソフトウェアのネットワーク（通信）に係る経常費用については除外すること。

（1）導入一時費用

・システム構築費用（システムセットアップ等）

・操作教育費用

（2）ソフトウェア費用

・パッケージ費用（社会福祉法人新会計基準準拠財務会計システム）

・必須ソフト費用（指定の必須ソフト）

（3）経常費用（1 年間）

・新財務会計システムに係るソフトウェア保守費用（ヘルプデスク対応費用含む）

11．その他

（1）受託者は、本仕様書の記載事項を遵守しなければならない。ただし、新たな機器の開発及びソフトウェア技術の開発等の事情により、本仕様を上回るコストパフォーマンスが見込まれるときは、事業団の了解のもと仕様を変更することができるものとする。

（2）導入するシステムは、すでに他団体・法人において稼動実績のある「パッケージシステム」であること。

（3）選定契約後においても、サーバ及びクライアント内のデータについては、事業団に帰属するものとする。

（4）その他の本仕様書に定めのない事項については、必要に応じ、事業団と納入業者とで調整を行い、決定するものとする。